

○国土交通省告示第千百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十一月九日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道47号改築工事（余目酒田道路・山形県酒田市大町字上割地内から同市東町一丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県酒田市大町字上割、字下切添、字下割、字大堰端及び字広表、字上戸沢、四ツ興野、東大町三丁目、東町一丁目並びに東町二丁目地内
- 2 使用の部分 山形県酒田市大町字上割、字下切添及び字下割、四ツ興野、東大町三丁目、東町一丁目並びに東町二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県東田川郡庄内町廻館字下川前地内から酒田市東町一丁目地内までの延長12.7kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道47号改築工事（余目酒田道路）」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道47号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、大崎市、新庄市、東田川郡庄内町等を経由して酒田市に至る延長約185kmの主要幹線道路であり、本件事業は、新庄市と酒田市とを結ぶ延長約50kmの自動車専用道路及び一般道として計画された新庄酒田道路の一区間である。

本路線が通過する酒田市及び東田川郡庄内町（以下「本件地域」という。）は、稲作が盛んであり、酒田市は港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾として定められている酒田港を擁していることから、本路線は県内外への物流交通にも広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線及び一般国道7号（以下これらを「現道」という。）は、本件地域の既成市街地を通過していることなどから、地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は東田川郡庄内町余目地内で10,604台／日、酒田市松原南地内で32,113台／日であり、混雑度はそれぞれ1.26、1.57となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である山形県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成16年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し等及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年7月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン、オオヒシクイ、オジロワシ及びオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物

の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ及びマルタニシ、準絶滅危惧として掲載されているマツカサガイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ及びミズマツバその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、メダカ、マルタニシ、マツカサガイについて、工事着手前に生息状況について事前調査を実施し、生息地に影響を及ぼすと判断される場合は、専門家の指導助言を受け、必要に応じて移設等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級及び第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年3月23日に都市計画決定され、平成20年12月24日に変更決定された都市計画と、中央帯の幅員等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、酒田市長を会長とする山形県庄内地区道路協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県酒田市役所